

令和元年（ワ）第21824号 国家賠償請求事件

原告 デニズ (DENIZ)

被告 国

訴えの変更申立書

令和4年1月17日

東京地方裁判所民事第1部1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 大 橋



同 弁護士 岡 本 翔 太



上記当事者間の頭書事件について、原告は下記のとおり訴えの変更(請求の拡張)を申し立てる(変更後の訴額1113万2805円)。

記

第1 訴えの変更後の請求の趣旨

1 被告は、原告に対し、金1113万2805円及びうち1076万805円に対する令和元年1月20日から支払い済みまで、うち37万2000円に対する令和元年2月5日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え

2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに第1項について仮執行宣言を求める。

第2 変更後の請求の趣旨に対応する請求の原因の追加(損害論)

不法行為の内容は従前の主張のとおりであるところ、これらの各不法行為によつ

て、次に述べる損害が発生した（なお、不法行為のナンバリングは原告第5準備書面第1の行為①乃至⑤に依拠する）。

1 本件暴行事件下での違法な有形力行使（不法行為①、④、⑤）による損害

(1) 強い痛み・恐怖及び疾患の発生（損害の発生）

ア 原告は、本件暴行事件下で東日本センター職員から受けた一連の暴行（違法な有形力の行使）により強い痛みと恐怖を受けた。

イ そして、原告は、抑うつ気分、不安、不眠症、強い希死念慮、頭痛、動悸、吐き気、頭重感、悪夢、失禁等の症状が生じるようになった（甲20）。

ウ さらに、原告は、この出来事を原因としてPTSD（指摘外傷後ストレス障害）、パーソナリティ障害に分類される精神疾患を発症した（甲20。以下、「本件疾患」と言う。）。上記イで述べた症状はこの疾患に基づくものとみられる。

(2) 損害費目及び損害額

ア 治療費 56万1170円

① 四ツ谷ゆいクリニック 6万1170円（甲21）

② 東京都立松沢病院 50万円（甲22の1乃至22の2）

イ 慰謝料 378万9600円

ウ 逸失利益 382万7299円

(3) 上記(2)イの慰謝料及び逸失利益額を相当とする事情

ア 基準とすべき慰謝料及び逸失利益額

（ア）原告は、本件疾患及びこれに付随する症状を改善するため、令和元年8月2日に仮放免を受けた後、自己の選択する外部の医療機関での通院・入院治療を開始した（なお、令和元年8月16日から同年10月25日、同年11月7日から令和2年3月24日までは東日本センターに収容されていた。）。その治療期間は甲20の意見書（以下、「本意見書」という。）作成時点（平成31年1月19日から令和3年10月16日まで）で1

002日間に及び、うち通院日数は988日、入院日数は14日（令和4年3月24日から同年4月6日まで（甲21、22））である。多くの裁判所が交通事故等の過失により傷害が生じた事件の慰謝料算定に採用する基準（『民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準 上巻（基準編）』の別表I）によれば、上記通院期間、入院期間の場合、相当とされる傷害慰謝料は205万8000円である。

また、本件暴行事件から本意見書作成時に至る1002日間も症状が継続していることに照らすと、本件疾患に基づく症状は、いわゆる症状固定後も残存し、かつ、その症状は少なくとも「通常の労務に服することはできるが、非器質性精神障害のため、軽微な障害を残す状態」である蓋然性がある。同様の残存症状が認められる場合、労働災害であれば後遺障害14級9号が認定され（甲23）、その慰謝料は110万円が相当とされている。

(イ) 他方、後遺障害14級に相当する障害が残存した場合、当該障害を負った者は5%の労働能力を喪失したものとされる。

原告は、2011年5月9日に日本人女性と婚姻し、その後は入管施設に収容していた期間を除き、妻が就労している間は掃除、洗濯、料理等の家事や義母（妻の母）を行う家事従事者でもあった。家事従事者の逸失利益は、同性別全年齢全学歴の平均賃金を基準に算定するのが原則とされているところ、令和2年度賃金センサスでは男性全年齢の平均賃金は549万5000円である。

以上を前提にすれば、原告の逸失利益は下記計算式により382万7299円とするのが相当である。

記

$549万5000円 \times 5\% \times 14.0939$ （労働能力喪失期間25年（67歳 - 42歳）のライプニッツ係数） = 382万7299円

(ウ) 以上によれば、本件暴行事件下の違法な有形力行使により本件疾患が生じたことによる慰謝料額は少なくとも315万8000円、逸失利益は382万7299円を相当とすべきである。

(エ) そして、このうち慰謝料については、次に述べる本件の事情に照らせば、上記金額を超える額を相当とすべきである。

イ 重篤な症状と反復される自傷行為

原告は、本事件以後、上記(1)イの各症状がひどくなり、次に述べる日時、内容のとおり、自殺を意図した自傷行為を繰り返した。かかる事情は、原告の重篤な精神症状が継続し、それだけ原告が精神的苦痛を受けていたことを示している。また、上記各行為によって原告は頸部、両手首、背部の打撲等の傷害を負っているところ(乙10:写真)、これら傷害の発生は不法行為によるものと認められるべきであるから、慰謝料額を増額すべき事情として扱われるべきである。

(ア) 2019年6月22日午前1時5分頃、居室において、原告はCDの破片で自己の両手首及び左右首筋を複数切り付けた(甲8の11)。

(イ) 2019年9月22日午後3時55分頃、原告は、処方薬の空き缶の破片を使用して自身の左右の手首及び首筋を切り付けた(甲8の15)。

(ウ) 2020年2月21日午後11時頃、東日本センター内の居室において、部屋の上にシーツを垂らし、ゴミ箱の上に乗りながらシーツに自らの首をひっかけ、その後ゴミ箱を倒した。

(エ) 2020年2月22日午前2時頃、破ったTシャツ等の一部を用い、これを3、4回ほど首に回して締め上げた。原告は、気を失い、意識を取り戻した際は保護室とみられる部屋に移動させられていた。

(オ) 2020年2月22日、自分の下着(ズボン)を破り、首を絞めようとした。ただし、これはカメラにより監視していた東日本センター職員が入室し、これを制止された。

(カ) 2020年2月26日午後11時頃、ビニール袋（チョコレートの包装に使用するものとみられる）を飲み込んだ。治療のため、原告は病院に搬送された。

(キ) 2020年2月27日午前3時頃、原告は、再びビニール袋を飲み込んだ。治療のため、原告は病院に搬送された。

(ク) 2020年2月29日午前1時頃、タオルを使用して首を絞め、意識を失った。

(ケ) 2020年3月14日未明、自傷行為によって自殺を図った。

(サ) 2020年3月16日から17日未明頃にかけて、タオルで首を絞める、詰まらせて水を溜めた便器に顔を突っ込むなどの方法で窒息死を意図した行為を行った。

ウ 事案の悪質性

(ア) 受傷内容や障害の程度が同一であっても、その原因となった加害行為に故意重過失があったり、その後の加害者の態度が不誠実なものである場合に、当該事情は慰謝料の増額事由にすべきである（大阪地判平成7年12月14日、名古屋地判平成13年9月21日交民34巻5号1303頁（加害者の虚偽供述により被害者が被疑者として取り調べられ、真実発見が遅れ、被害者に円形脱毛症等が生じた事案）、東京地判平成14年9月26日交民35巻5号1268頁（加害者が無過失を主張し、信用できない解析を証拠提出して、紛争解決が遅れた事案）等）。

(イ) ①本件暴行事件に関し、被告国（入管）は行為の違法性を否定するばかりか、その適法性を主張するため、原告が入国警備官Aの腹部を蹴る暴行を意図的に加えたという事実と異なる主張を行っていること、②本件暴行事件下での一部の暴行は原告に痛みを与える意図で行われたものであること（甲18）、③入国警備官Aらが原告が抗議を繰り返している際も暴行の原因は原告にあるなどとして自己の行為を正当化し、入国警備官Aに

至っては抗議する原告に掴みかかって、抗議を抑圧しようとしていたこと（乙12③ [31:25~31:40] などに照らすと、原告への加害行為は少なくとも重過失と評価すべきものであり、かつ、その後の職員らの対応も著しく不誠実ものであるから、本件暴行事件に係る原告の慰謝料は、上記アで述べた事情から増額すべきである。

エ 小括

以上を総合すれば、本件暴行事件下での違法な有形力行使による原告への慰謝料の相当額は、少なくとも378万9600円（上記ア（ウ）で述べた慰謝料合計額を20%増額したもの）とみるべきである。

(4) 逸失利益に関する予備的主張

なお、仮に上記(3)ア（ウ）で述べた逸失利益額が不相当であるとしても、原告の国籍国であるトルコ国内の1人当たりの家計収入平均が年3073ドル（甲24）（1月18日の終値為替である1ドル109.76円（甲25）で日本円に換算すると、33万7292.5円である）であることに鑑みれば、以下の計算式により、少なくとも23万7687円を逸失利益額とみるべきである。

$$33万7292.5円 \times 5\% \times 14.0939 = 23万7687円$$

2 本件隔離処分（不法行為②）による損害の発生 50万円

本件隔離処分によって、原告は、移動・行動等の自由がより強く違法に制限されるという上記1とは別個の苦痛・損害を被った。かかる原告の苦痛に対応する慰謝料は、50万円を下るものではない。

3 本件不服申出（不法行為③）に係る違法対応による損害の発生 30万円

(1) 入管法処遇規則41条の2の不服申出は、「自己の処遇」に対する手続であること、理由ありの判定がされた場合には「申出をした被収容者の処遇等に関し必要な措置をとる」と定められていることに照らすと（同規則41条の4）、権利侵害を受けた被収容者に対して是正を求める機会を付与し、再

び同様の権利侵害を受けるのを防止することを目的とした制度であるものとみられる。そうすると、権利侵害その他の不当な処遇を受けて不服申出を行った被収容者が、不服申出に理由ありと判定された場合、当該被収容者は自身の権利救済・被害防止のために「必要な措置」が講じられることについて期待を有しており、かつ、その期待は法的権利（少なくとも法的保護に値する利益）とみるべきである。

(2) また、かかる一般的な期待権の是非を措くとしても、国の違法な行為により精神的苦痛を受けた場合には、その精神的苦痛を損害として賠償がされるべきである。

(3) しかるに、従前主張したとおり、本件不服申出は必要な措置を講じておらず、その後の対応は違法なものと評価すべきである。したがって、原告は、本件不服申出の結果として適切な措置が講じられなかったことによって自由権の侵害及び精神的苦痛を受けており、その慰謝料としては少なくとも30万円を相当とすべきである。

4 弁護士費用

訴状第5の2で主張したことに照らすと、本件の弁護士費用は、少なくとも上記1乃至3の合計額である897万8069円の24%に相当する215万4736円を認めるべきである。

5 合計額

以上より、本件により原告に生じた損害の合計額は1113万2805円とするのが相当である。

6 小括

よって、原告は、被告に対し、金1113万2805円及びうち1076万805円に対する令和元年1月20日から支払い済みまで、うち37万2000円に対する令和元年2月5日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うことを求める。

以上